

## 東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領

東京大学は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）について、教育・研究の場である大学に適した倫理を明らかにするとともに、ハラスメントに対する防止や救済のための学内体制を整えるために、この綱領を定める。

### I ハラスメント防止のための倫理

#### 1. セクシュアルハラスメント防止のための倫理

##### (1) 基本的考え方

大学は、学生・教職員を主たる構成メンバーとするアカデミック・コミュニティである。東京大学は、このコミュニティに属するすべてのメンバーが、個人として尊重され、自律的に活動する権利を持つことを確認する。この権利を侵害するセクシュアルハラスメントを防止し、被害に対する公正な救済を保障することは、より良い教育・研究環境の維持に不可欠である。

学問の府としての大学が、その社会的使命を果たしていくために、教員をはじめとしてその構成員には多くの自由と自律性が保障されている。この自由と自律性は、同時に構成員間に一般社会とは異なる力関係を生み出している。たとえば、教員と学生との間には、教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という関係が存在する。教育のために教員に付託された学生に対するこのような影響力を教員が濫用することになれば、教員に対する学生の信頼を裏切るばかりでなく、社会的に認知されてきた大学における教育・研究の自由や自律性の基礎を失うことになる。教育・研究に携わるすべての大学人は、大学における自由の保障には、自己規律の義務が伴うことを十分認識しなければならない。すなわち、本学のアカデミック・コミュニティに属するすべての構成員は、教育・研究・就業の望ましい環境から恩恵を受ける立場にあるだけでなく、自らもまたそうした環境の維持と向上の一翼を担っていることを深く自覚し行動しなければならない。また、本学の有形無形の教育・研究環境は、開学以来男性を中心とする状況のもとで形成されてきた。しかし今後は、性別を問わずすべてのメンバーが快適に活動できる教育・研究環境を保障するための積極的努力が必要である。

##### (2) セクシュアルハラスメントの定義と基本的取り組み方

セクシュアルハラスメントは、「他の人を不快にさせる性的言動」と定義される。その態様としては、身体的接触、視線、性的内容の発言など、様々なものが含まれる。また、「性的な言動」には、性的な関心や欲求に基づく言動のほか、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれる。「性的な言動」に対し、相手が「不快」と感じれば、基本的にそれはすべてセクシュアルハラスメントである。個人の尊厳を深く傷つけるセクシュアルハラスメントは、人格権の侵害である。

セクシュアルハラスメントは、次の二つに大別される。第一は、相手に教育、研究、指導、助言、採用、就業などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求める、いわゆる地位利用型（または対価型）セクシュアルハラスメントである。第二は、「不快な性的言動」によって、教育・研究・就業の環境を害する環境型セクシュアルハラスメントである。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向

けられたものではない場合（たとえば性的な画像や文書の提示、掲示など）も含まれる。

本学は、このような多様な形態を持つセクシュアルハラスメントを徹底的に防止するための体制を整える。また、セクシュアルハラスメントの被害やこれを原因として生じたと判断されるような、教育上、就業上の不利益に対しては、迅速かつ適切に対処する体制を準備する。ある種のセクシュアルハラスメントの場合には、被害者が不快であることを表明することによって解決も可能であると思われる。しかし、個々人の感じ方の違いなどのために、加害者は被害者が不快と感じていることを認めないなど、当事者間での解決が難しい場合も多いと予想される。そこで本学では、個々の状況に柔軟に対応できるような相談体制と苦情処理手続の体制を準備する。

## 2. アカデミックハラスメント防止のための倫理

### (1) 基本的考え方

東京大学は、東京大学憲章の前文で「大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている」と謳っているように、教育研究の充実発展という社会的使命を果たしていく上で、大学における自由と自律性が重要であることを深く認識している。この自由と自律性は、とりもなおさず、大学というアカデミック・コミュニティの構成員一人ひとりの自由と自律性を基礎として成り立っており、大学にはこれを保障するための様々な制度が存在している。

ところで、自由と自律性がこれほど手厚く保障されている大学では、構成員の間に一般社会とは異なる権力関係が生ずる。教員と学生およびそれに準ずる者との関係を例に取ると、そこには教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という、非対称的な力関係が存在する。教員は学生等に大きな影響力を及ぼす存在である。その権力は、当然のことながら、教育という目的の実現のために各教員に付託されたものである。教育には厳しさが必要だが、それは学生を対等な人格として認め、その人格を尊重することが前提である。教員が学生に与える、教育・指導・評価は、あくまで厳正・中立・公正・公平なものでなければならない。

権力のあるところには常に濫用の危険が存在する。教育・研究のために多くの自由と自律性が保障されている大学においてはなおさらである。東京大学憲章が定めている、「すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備」（東京大学憲章 19）を図るためには、こうした権力の濫用を防止するための体制が整備されなくてはならない。

### (2) アカデミックハラスメントの定義と基本的取り組み方

アカデミックハラスメントとは、大学の構成員が、教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与え、あるいはその修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害をいう。東京大学憲章 19 に定める基本的人権を侵害する行為もこれに含まれる。またアカデミックハラスメントの加害―被害は、狭い形式的意味での教員―学生という身分関係にのみ発生するわけではない。東京大学が構成員全員に保障している「その個性と能力を十全に発揮しうような、公正な教育・研究・労働環境」を、当事者間の力関係の非対称を背景とする権力の濫用によって破壊したり奪ったりする言動は、広くアカデミックハラスメントに含まれることに留意してほしい。

アカデミックハラスメントの防止と解決には、それぞれの部局の教育・研究現場の実情に即した対応と環境改善に努めることが、なによりも重要である。それゆえ全学的なア

カデミックハラスメント防止体制に加えて、各部局が自らの責任においてアカデミックハラスメントの防止と解決のための体制を整えることが喫緊の課題となる。

東京大学は、全学および各部局の総力を挙げて、アカデミックハラスメントの防止と解決にあたっていく決意である。

### 3. その他のハラスメント防止のための倫理

セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント以外にも、所謂パワーハラスメント及び修学・教育・研究ないし職務遂行とは離れた場でのハラスメント（例えば、飲酒の強要、不正行為の強要及び宗教・思想への関与など）が考えられる。

東京大学は、これらのセクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントには分類されないその他のハラスメントについても、セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントと同様の体制において、防止と解決にあたっていく。

## II ハラスメント防止・救済のための体制

東京大学では、ハラスメントを防止するためにハラスメント防止委員会を設けるとともに、ハラスメント相談所を設置してハラスメントの苦情相談を受け付ける。それによって、ハラスメントがなされた場合はもちろん、それを原因として、被害者が修学上、就業上その他の不利益を被った場合にも、迅速かつ適切に対処する。